

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

開催日 平成31年 1月 11日

案件名	災害援護資金の貸付利率等の見直しについて(第8次地方分権一括法への対応)										
所管	健康福祉	局区	福祉	部	地域福祉	課	担当者		内線		
概要	第8次地方分権一括法において、災害援護資金の貸付利率(現行3%)等を市町村が条例で設定できることとなったため見直しを図るもの。										
審議内容(論点)	災害援護資金の貸付利率等について										
実施計画の位置付け	なし	施策番号、施策名称及び事業名									
審議日	関係課長会議	平成30年	12月	25日	政策調整会議		年	月	日		
	局・区経営会議	平成31年	1月	11日	政策会議		年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成31年3月	定例会議	報道への情報提供		なし		
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供		なし			
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし						
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況			
	打合せ・会議の経過										
	月日				内容						
	H30.11.12	担当者会議			災害援護資金の貸付利率等の見直しについて(第8次地方分権一括法への対応)						
備考											
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(局経営会議)			
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代) 地域福祉課		企画政策課(代)		財務課(代)		健康福祉総務室				
主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>本市で災害救助法が適用となるのは、どの程度の災害か。地震等の災害により、市内の家屋が150戸全壊した場合である。</p> <p>被災時に市内に住所がない方が転入した場合、貸付の対象となるのか。被災時に市内に住所がある方が対象のため、貸付の対象とはならない。(相模原市災害甲慰金の支給等に関する条例第2条)</p> <p>貸付金の償還は期待できるか。被災者に対する貸付なので、債務不履行となる事態が懸念される。仙台市では、償還業務を担う部署が新たに創設され、債権回収に苦慮している。本市においても同様に、貸付金の償還が滞る可能性も考えられる。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

第8次地方分権一括法において、災害援護資金の貸付利率(現行3%)等を市町村が条例で設定できることとなったため見直しを図るもの。

○災害援護資金の概要

- ア 実施主体 市町村(特別区を含む。)
- イ 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村がある災害
- ウ 受給者 (2)により負傷または住居、家財に被害を受けた者
- エ 貸付限度額 350万円
- オ 所得制限 市民税における総所得金額により制限あり
- カ 利率 年3%(据置期間中は無利子)
- キ 据置期間 3年(特別の場合5年)
- ク 償還期間 10年(据置期間を含む)
- ケ 償還方法 年賦又は半年賦
- コ 延滞利率 年10.75%
- サ 保証人 必置
- シ 貸付原資 国2/3・指定都市1/3
・利子分は災害援護資金の貸付に係る市町村の運営事務費に充当

○国の見直しの内容

- * 利率 : 年3%(据置期間中は無利子) 市町村が条例で設定
- * 償還方法 : 年賦又は半年賦 年賦、半年賦又は月賦
- * 延滞利率 : 年10.75% 年5%
- * 保証人 : 必置 任意

○貸付利率の改正案

貸付利率は無利子とする。

- * 被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図るため

○政令指定都市の動向(本市を除く)

- ・条例改正の有無 有 (19市)
- ・改正予定時期 平成31年4月1日条例施行 (16市)、未定 (3市)
- ・貸付利率 無利子 (7市)
保証人有:無利子 無:1.0% (2市)
保証人有:無利子 無:1.5% (9市)
未定 (1市)

(2) 事業スケジュール

庁議を経て、3月議会に条例改正の議案を上程、平成31年4月1日施行予定

(3) 事業経費

貸付利率の見直し等のため、当初予算に影響なし

(4) 事業実施の効果

無利子での貸付が可能になり、返済負担を軽減することで被災者支援の充実強化に資する。

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成31年 1月 9日

案件名	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化について										
所管	健康福祉	局区	保険高齢	部	介護保険	課	担当者		内線		
概要	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による「介護保険法」の改正により、消費税増税分による低所得者の保険料軽減強化を平成27年4月から実施しているが、今回、厚生労働省老健局から平成31年10月の消費税率10%への引上げに伴う更なる軽減強化の通達により、「相模原市介護保険条例」を改正し、低所得者の軽減強化を図るもの。										
審議内容(論点)	相模原市第1号被保険者の保険料負担割合(保険料額)について(条例改正) 低所得者軽減後の生活困窮者減免の負担割合について(規則改正) 今後のスケジュールについて										
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名									
審議日	関係課長会議	平成30年	12月	20日	政策調整会議		年		月	日	
	局・区経営会議	平成31年	1月	11日	政策会議		年		月	日	
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成31年5月	臨時会議	報道への情報提供		なし		
	パブリックコメント	なし	時期				議会への情報提供		なし		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし						
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況		
打合せ・会議の経過											
		月日	会議名等			内容					
備考											
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)				
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 高齢政策課		企画政策課 地域包括ケア推進課			財務課 介護保険課		健康福祉総務室			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 生活困窮減免は現在、1段階の半額という基準で15,600円としており、軽減後は減免割合を変更して、保険料額を変更しないということだが、金額を据え置く根拠は何か？また他市の設定状況は？ 他政令市と比較して相模原市の1段階の半額は非常に減額金額が低いため、これ以上の減額をすると他段階の保険料に影響することがあり、これ以上は減額出来ないが、今回の公費投入にも関わらず、生活困窮者の金額を上げることも出来ないため、金額据え置きとした。 条例改正のスケジュールについて、H30年度中に予算確定後に5月条例改正となっているが、条例改正前で予算確定に問題はないのか？ 条例改正前に予算確定することは問題ないと認識しており、前回(3年前)も同様に条例改正を後に手続きをしている。条例改正の内容が変更となった場合は、それに伴い予算も変更となる場合には補正予算等で対応する予定。</p> <p>【事務事業調整会議】 低所得者軽減強化に伴うシステム改修による費用はどの程度かかるのか。 年度当初から保険料額が変更するだけなので、通常の保守の範囲内の費用と見込んでいる。 今後、消費税10%増税に伴い手数料等の値上げが想定される中で、保険料を減額することに対する考えは、消費税増税に伴う介護保険料の低所得者軽減措置は、国が増税となった財源で実施する社会保障対策の一つであるため、国の政令により全国で実施される措置である。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による「介護保険法」の改正により、消費税増税分による低所得者の保険料軽減強化を平成27年4月から実施しているが、今回、厚生労働省老健局から平成31年10月の消費税率10%への引上げに伴う更なる軽減強化の通達により、「相模原市介護保険条例」を改正し、低所得者の軽減強化を図るもの。

国が示す負担割合

	軽減前	H30		H31		H32	
		割合	軽減幅	割合	軽減幅	割合	軽減幅
第1段階	0.5	0.45	0.05	0.375	0.125	0.3	0.2
第2段階	0.75	0.75	-	0.625	0.125	0.5	0.25
第3段階	0.75	0.75	-	0.725	0.025	0.7	0.05

本市で軽減する負担割合と金額（年額）

	軽減前	H30		H31		H32	
		割合	額	割合	額	割合	額
第1段階	0.5	0.45	¥31,300	0.375	¥26,100	0.3	¥20,900
第2段階	0.6	0.6	¥41,800	0.55	¥38,300	0.5	¥34,800
第3段階	0.7	0.7	¥48,700	0.7	¥48,700	0.7	¥48,700

基準額 年額 69,600円

生活困窮者減免の負担割合

年度	減免前の額	減免割合	減免後の額
H30	¥31,300	5割	¥15,600
H31	¥26,100	4割	¥15,600
H32	¥20,900	2割5分	¥15,600

(2) 事業スケジュール

平成31年3月 予算案議決
 平成31年3月末 介護保険法施行令改正
 平成31年5月 条例案上程・議決 規則改正
 平成31年6月中旬 当初納入通知書を市民へ送付

(3) 事業経費・財源

	H30	H31	H32
公費負担額	¥99,088,500	¥289,150,500	¥484,247,400
市負担額(1/4)	¥24,772,125	¥72,287,625	¥121,061,850

(4) 財源確保の考え方

消費税率10%への引上げによる増税分
 国負担1/2 県負担1/4 市負担1/4

(5) 事業実施の効果

低所得者（世帯非課税者）の介護保険料が軽減される。

平成31年1月11日

1 災害援護資金の貸付利率等の見直しについて(第8次地方分権一括法への対応)

(説明者:福祉部長)

(1) 主な意見等

今までに、本市での実績はあるか。

災害弔慰金としての支給の実績はあるが、災害援護資金の貸付の実績はない。

(2) 結 果

原案のとおり、承認する。

2 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について

(説明者:保険高齢部長)

(1) 主な意見等

市民への影響はあるのか。

第1段階と第2段階の対象者は負担が軽減されるが、それ以外の被保険者への影響はない。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上